

## 五霞町子育て短期支援事業実施要綱

令和7年3月31日  
告示第35号

### (目的)

第1条 この告示は、児童(18歳未満の者をいう。以下同じ。)の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となる場合又は児童を緊急的に保護する必要がある場合に、当該児童を児童福祉施設等において一定期間養育し、又は保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業の種類)

第2条 この告示により実施する子育て短期支援事業の種類は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の2の9に規定する短期入所生活援助事業(以下「事業」という。)とする。

### (対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、町内に住所を有する児童であって、当該児童の保護者が次の各号のいずれかの事由に該当することにより家庭において養育を受けることが困難であると認められるものとする。

- (1) 疾病、育児疲れ、看病疲れ、育児不安等の事由
- (2) 出産、看護、事故、災害等の事由
- (3) 冠婚葬祭、出張、学校行事への参加等の事由

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、事業の対象としない。

- (1) 感染性疾患を有する者
- (2) 疾病等により、医療機関で医療を受ける必要のある者
- (3) 重度の障害を有し集団生活に適さない者
- (4) 児童福祉施設等(以下「実施施設」という。)の入所者等に迷惑を及ぼすおそれのある者

### (事業の実施)

第4条 町長は、事業を適切に実施することができると思える実施施設に対し、その実施の可否の決定等の事務を除き、事業の実施を委託するものとする。

### (利用期間)

第5条 事業により児童を養育し、又は保護する期間は、1日単位とし、7日以内とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、必要最小限の範囲内で当該期間を延長することができる。

### (利用の申込み)

第6条 事業を利用しようとする児童の保護者(次条第1項において「申込者」という。)は、五霞町子育て短期支援事業利用申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)により町長に申し込まなければならない。ただし、緊急的に児童を保護する必要があると認める場合であって、実施施設での受入れが可能であるときは、口頭又は電話による申請を行い、事後において申込書を提出することができる。

### (利用の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに必要な事項を調査の上、利用の可否を決定し、五霞町子育て短期支援事業利用(決定・却下)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による利用の決定をしたときは、五霞町子育て短期支援事業利用依頼書(様式第3号)により実施施設に依頼するものとする。

(委託料)

第8条 事業の委託に要する費用は、別表に定める町負担額及び利用者負担額をもって充てるものとする。

(費用の負担)

第9条 事業を利用する児童の保護者(以下「利用者」という。)は、第7条第1項による事業の利用が決定したときは、事業を利用する前に別表に定める児童の区分に応じた利用者負担額を町に支払うものとする。

2 町長は、実施施設に対し、別表に定める児童の区分に応じた事業の実施に要する費用を委託契約書の定めるところにより支払うものとする。

3 第1項に定めるもののほか、利用者は、事業により児童を養育し、又は保護している場合において、当該児童に医療機関での受診等の必要が生じたときは、それらの費用を負担しなければならない。

(移送)

第10条 児童の移送については、原則として利用者が行わなければならない。

(利用の解除)

第11条 利用者は、利用期間中において利用の理由が消滅したときは、その旨を速やかに町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申出に基づき利用の解除を決定したときは、対象児童の引取期日を決め、五霞町子育て短期支援事業利用解除通知書(様式第4号)により利用者及び実施施設に通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条，第9条関係）

利用者区分	事業の実施に要する費用	町負担額	利用者負担額	備考
2歳未満の児童	10,700円	0円	0円	生活保護世帯
		9,600円	1,100円	市町村民税等非課税世帯
		5,350円	5,350円	その他の世帯
2歳以上の児童	5,800円	5,800円	0円	生活保護世帯
		4,800円	1,000円	市町村民税等非課税世帯
		2,900円	2,900円	その他の世帯

備考 この表において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯をいう。
- (2) 市町村民税等非課税世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - ア 当該年度分(事業の利用が4月から6月までの場合にあつては，前年度分)の市町村民税が課されない世帯
  - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等及び養育者世帯(父母以外の者に養育されている児童がいる世帯をいう。)